

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要(2件) (経営支援課)	1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) (漁業経営課)	2
○定置漁業権の免許 (漁業管理課)	2
○定置漁業権の消滅の登録 (")	2
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し (")	2
○道路の区域変更(13件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始(6件) (")	5
○都市計画の変更(2件) (都市計画課)	5
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	6
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	6
○平成19年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	6
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港 湾 課)	6
入札公告	
○一般競争入札(警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮桟橋点検整備)の公告 (警察本部整備施設課)	7
落札公告	
○落札者等の公告 (危機管理課)	7
○" (警察本部会計課)	7

告 示

高知県告示第571号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成19年4月高知県告示第305号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同211ほか
- 意見の概要
 - 交通についての意見
本件届出において、来客の自動車の台数及び必要駐車台数の予測等は、国道56号線の一般交通量調査を行った上で定められていることから分かるように、来客の出入りの大部分は、同国道に依存されているものと考えられる。
しかしながら、同国道の現状を見ると、店舗敷地西側付近に中央分離帯のない所が1箇所あるのみであり、なおかつ、東方向からの来店車両に対応した右折レーンもない状況であり、現在の状況で開店を迎えれば、東方向からの右折待ち車両に起因する交通容量の低下による渋滞の発生が考えられる。また、市道古川2号線と国道56号線との交差点において、宿毛方面への右折の流れについても渋滞の発生が考えられる。よって、届出者は、周辺の地域住民の利便性確保に配慮し、渋滞に対する予測を行い、その対策について関係機関(国、県警察及び市)と十分な調整を図り、具体的な交通対策を講ずる必要があると考える。
また、店舗敷地内の区画道路は、同敷地北側の市道に接続される計画となっているが、この周辺の市道の多くは、幅員も狭小なことから、もし仮に、これらの市道に来店者の車両が誘導されるようなことがあれば、店舗北側地区における道路交通に支障をきたすことが懸念される。このため、届出者は、周辺の道路交通事情に配慮し、地区住民の生活の利便性が損なわれることのないよう何らかの措置を講ずるべきではないかと考える。
 - 騒音・振動についての意見
出店地が騒音・振動規制指定地域内であるため、特定建設作業実施届出書を提出の上、低騒音型・低振動型の機器を使用し、騒音・振動の発生に十分注意して建設することが必要であると考えられる。
また、営業に当たっては、騒音に係る環境基準の基準値を超える騒音が発生することのないよう、十分注意して営業するようお願いしたい。特に、閉店時刻が午前0時、駐車場を利用することのできる最終時間が午前0時20分と深夜であるため、地区住民の生活へ影響を及ぼさないように、十分な対応が必要であると考えられる。
 - 廃棄物についての意見

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に処理を行うとともに、廃棄物の保管場所等は、周辺環境の景観を損なわないよう十分注意するようお願いしたい。

(4) 周辺地域の生活環境の保持の観点からではありませんが、参考意見として次の点について申し添えます。

平成19年4月19日に「マルナカ四万十店出店における大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会」が開催され、出店計画の概要説明及び地元住民との質疑応答が行われ、この中で、出店計画の内容への質問のほか、「赤線の廃止」、「周辺家屋等への日照配慮」、「排水計画・対策」等についての質問及び説明を求める意見が出されました。

届出者において、渡川2区及び渡川3区を対象に説明会を開催すると確約されたことを受け、本市としましても、開発許可の申請者の委任者に対し、上記の2地区の説明会をまず開催し、周辺地区住民と話し合いを持ち、一定の意見交換を行った上で、開発許可申請を提出するよう要望しました。

しかしながら、届出者は、本開発行為及び農地法に基づく農地転用が許可となった後、説明会を開催するとし、渡川2区及び渡川3区の地元住民等の意見交換を事前に行うことなく開発許可申請書が提出されました。

届出者におきましては、地元住民との意見調整を早めに行う必要があるのではないかと考えます。

高知県告示第572号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 法第8条第2項の規定により述べられた意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成19年4月高知県告示第305号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同211ほか
- 意見の概要
 - マルナカ四万十店の進出予定に関して、直接影響を受け地域へ会社側の説明が不十分な点について
隣接する4軒に対し、平成19年2月3日に説明がありましたが、会社側は、「合意がなくても、法律上問題がないので、予定通り出店する」と一方的な発言に終始しました。
こちらの意見は聞かないという姿勢は、納得できません。
また、同年4月19日に行われた地元説明会で約束していた

渡川2区及び3区の住民への説明会も未だに行う気配はありません。

同年5月9日付けで、株式会社マルナカ開発部担当者に提出した「何時説明会を行うつもりなのか」との要望書について未だに返事がない有様です。

このような不誠実な態度は、会社が言うように法律上でクリアできたとしても、地元住民は、会社を信頼することはできません。住民無視を続ける態度は、到底承服できません。

市は、会社に対して、「住民合意」を受けなさいと協力に指導をしているようですが、会社は、地元を混乱させ、終の棲家とこの地に居を構えた住民を不安にさせたままというのは、本当に無責任な会社です。

私たちは、自分たちのささやかな生活を守りたいのです。

(2) 営業時間について

平成19年2月3日の説明会において、会社側は、営業時間については、午前9時から午後10時までと公表していたにもかかわらず、同年4月19日の説明会では、突如として、午前0時までと変更していました。

深夜までの営業は、近隣住民への騒音・振動・青少年の溜まり場との危惧もあり、これでは安心して生活ができなくなります。

営業時間は、当初約束していた時間内で行うように強力な指導を求めるものです。

(3) 駐車場内に残る「ホテル・アイランド」の買収についても、未解決のようですし、株式会社マルナカが「その町に住む生活の喜び、満足感が得られるような街づくりの一環として(中略)地域消費者の利便性とニーズに最大限お答えし、併せて地域社会の発展に寄与する」と述べていますが、本件意見書で述べたような強引な態度では、計画自体無謀ではないでしょうか。

高知県告示第573号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

区域及び区分

加領郷漁業協同組合の地区

主として釣りを営む漁業

高知県告示第574号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、定置漁業権を次のとおり免許した。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

◎定置漁業権(1件)

免許年月日	免許番号	漁場名	漁業権者	漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件	存続期間
平成19年9月14日	定 第 1,047号	四万十町冠崎沖	高岡郡四万十町志和495番地 山野上 梓	平成19年7月高知県告示第480号のとおり	平成19年9月14日から平成20年8月31日まで

高知県告示第575号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

◎定置漁業権

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成15年9月1日	定 第 1,027号	高岡郡四万十町志和541番地5 代表者濱和幸ほか78人(志和大敷組合)	定置漁業	放棄	平成19年9月14日

高知県告示第576号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

◎定置漁業権

告示年月	告示番号	免許番号	漁業の種類	取消し理	取消し年月日

日			類	由	
平成15年5月30日	高知県告示第327号	定 第 1,027号	定置漁業	放棄	平成19年9月14日

高知県告示第577号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
高岡郡越知町桐見川字ハエノサコ5301番1から高岡郡越知町桐見川字シンバヤシ5349番1まで	前	3.0 ? 6.5	175
	後	3.0 ? 21.0	175

高知県告示第578号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
高岡郡中土佐町大野	前	3.4 ?	629

見橋谷7番から 高岡郡中土佐町大野 見久万秋422番1ま で		8.2	
	後	11.5 1 55.0	629

高知県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大内字 三本松3568番3から 吾川郡いの町大内字 三本松3566番1まで	前	4.8 1 10.2	128
	後	11.2 1 43.1	128

高知県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石槌公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		3.0	

吾川郡いの町長澤字 アD194番1から 吾川郡いの町長澤字 アD193番1まで	前	14.0	441
	後	4.0 1 34.0	406

高知県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横浪公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町竜字瀧 ノ下614番1から 土佐市宇佐町竜字瀧 ノ下614番59まで	前	7.4 1 20.0	91
	後	7.4 1 24.5	91

高知県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町十川 字松ノコエ270番17			

から 高岡郡四万十町十川 字小ノヅラ303番1 まで	前	3.6 1 13.6	851
	後	A	4.8 1 13.6
B		6.2 1 47.6	623

高知県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘瀬高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市円行寺字鎮メ 1636番54から 高知市円行寺字鎮メ 1636番5まで	前	4.0 1 12.5	288
	後	13.0 1 146.0	288

高知県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市長浜字前塩田 659番2地先から 高知市長浜字門前 802番3まで	前	5.0 } 7.0	325
	後	9.4 } 15.6	325

高知県告示第585号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 思地川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町勝賀瀬 字三ツ内1255番2から 吾川郡いの町勝賀瀬 字三ツ内3637番8まで	前	7.0 } 36.0	103
	後	30.0 } 57.0	103

高知県告示第586号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字 上川原5640番1から 高岡郡日高村下分字 上川原5615番まで	前	3.1 } 5.0	210
	後	10.0 } 14.0	210

高知県告示第587号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町下組 198番地先から 高岡郡橋原町下組15 番まで	前	4.7 } 7.1	468
	後	4.7 } 30.3	468

高知県告示第588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大屋 字ハシノモト1205番 1から 吾川郡仁淀川町大屋 字北浦山1203番2ま で	前	6.4 } 20.5	74
	後	17.8 } 26.5	74

高知県告示第589号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町下名 野川字アセボヲキ 1164番5から 吾川郡仁淀川町下名 野川字ヲヲピラミ 1182番1まで	前	3.3 } 6.7	30
	後	7.2 } 8.5	30

1182番1まで			
----------	--	--	--

高知県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横浪公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市宇佐町竜字瀧ノ下614番1から 土佐市宇佐町竜字瀧ノ下614番59まで	91	平成19年9月14日

高知県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘瀬高知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市円行寺字鎮メ1636番54から 高知市円行寺字鎮メ1636番5まで	288	平成19年9月14日

高知県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市長浜字前塩田659番2地先から 高知市長浜字門前804番5まで	274	平成19年9月14日

高知県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 思地川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内1255番2から 吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内3637番8まで	48	平成19年9月14日

高知県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷禰原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡禰原町下組198番1から 高岡郡禰原町下組15番1まで	468	平成19年9月14日

高知県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町大屋字ハシノモト1205番1から 吾川郡仁淀川町大屋字北浦山1203番2まで	74	平成19年9月14日

高知県告示第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
中土佐都市計画道路（1・4・2号中土佐窪川線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
高岡郡中土佐町久礼字フカ谷及び向屋敷の各一部
変更する部分
高岡郡中土佐町久礼字下越、城山、山崎、西ウラ、上カゲン田、川崎、上川崎、岡ノ谷、小水汲谷、水汲谷、神母ノ木、大水汲谷、権現谷、ハランボヤ、ハランボ、桑原、下アジロ谷、添蚯蚓、シダヲ、シダヲ山、タチバナ川、宮ノ前、向ヤシキ、

中ノ川ノ下、中ノ川東平及び上指川山の各一部
削除する部分

高岡郡中土佐町久礼字中ノ川の一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び中土佐町役場

高知県告示第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

1 都市計画の種類

窪川都市計画道路（1・4・1号中土佐窪川線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

高岡郡四万十町替坂本字ツェノ野、仁井田字長田及び菊ノ才能並びに平串字今宮田及び出雲の各一部

変更する部分

高岡郡四万十町影野字角ヶ谷山、鍋ヶ谷山、山口山、立石山、小峰山、藪ヶ谷山、永野、ヲトナシ及び寺地山、替坂本字谷屋式山、ナッチ、カツ子岡、折尾山、北屋式山、弥太郎谷、辻岡山、中谷及び定足山、六反地字瀧山、仁井田字定足、黒石谷、有ノ木ノ本、上八中野、川原田、東野、牛王ノ本、影田、コムカイ、石ゾ子、防次郎谷、寺カ谷、清水田、尾上、田中ノ窪及び高岡、小向字杉ノナロ、西ノ窪、丸田、大切、下モンガイ、角田及び小橋、中ノ越字エリバナ及びエリハナ並びに平串字後口山、中越山、高尾、伊豆ノ谷、庭草田、庵ノ前、持田及び障字田の各一部

削除する部分

高岡郡四万十町床鍋字熊野々原の一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び四万十町役場

高知県告示第598号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

1 香南市野市町母代寺字八幡丸71番1地先から東佐古字カゴク289番8地先に至る延長1,373メートルの道

2 香南市野市町東佐古字澤萩原161番地先から141番4地先に至る延長150メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年9月3日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年9月3日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成19 年9月 3日	特定非 営利活 動法人 高知県 自閉症 協会	澤谷 壽 美	吾川郡 春野町 芳原 2471番 地	この法人は、自閉症児者が安心して生活できる社会環境作りのため、自閉症児者及びその家族に対して、自閉症についての正しい知識の普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成19年度高知県家畜人工授精等講習会を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜体外受精卵移植に関する講習会
牛
- 実施期間及び実施場所

平成19年10月1日（月）から同月4日（木）まで
高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場

3 受講資格

牛についての家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者で、かつ、家畜人工授精師免許の取得後、県内で体外受精卵移植に関する業務に従事しようとする者とする。

4 受講手続

受講願書に写真をはり付けた履歴書及び牛についての家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験合格証明書の写し又は家畜人工授精師免許証（家畜体内受精卵移植業務資格を取得している場合に限る。）の写しを添え、平成19年9月20日（木）までに高知県農業振興部畜産振興課に提出すること。

5 定員

講習会の定員は、若干名とする。

なお、受講希望者が多数の場合は、別に選考を行うことがある。

6 費用の負担

講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。

7 その他

不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課に問い合わせること。
なお、講習会は、畜産試験場の技術者養成を兼ねている。

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成19年9月14日

高知港港湾管理者

高知県知事 橋本 大二郎

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高知市棧橋通六丁目5-13

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明）

高知市仁井田字新築4591-2番地

F R P 船1隻（船名不明、282-635）

高知市浦戸字水尻371-3

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明）

F R P 船1隻（船名不明、282-8217）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明）

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明）

F R P 船1隻（船名不明、282-7112）

- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 3 港湾管理者の措置
高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年9月14日

高知県警察本部長 鈴木 基久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする業務
警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮棧橋点検整備
 - (2) 業務の内容等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成19年12月10日(月)まで
 - (4) 引渡場所
警察用船舶「たけより」係留棧橋
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県の物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 業務の要求仕様に合致した整備を確実に履行することができることを証明し、かつ、当該整備に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4-30
高知県警察本部警務部装備施設課
電話番号088-826-0110(内線2272)
- (2) 入札説明書の交付方法
平成19年9月14日(金)から同年10月15日(月)まで、(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成19年10月24日(水)午後1時30分
高知県警察本部1階102会議室
郵送の場合は、書留郵便とし、平成19年10月23日(火)午後4時までに(1)の交付場所に必着のこと。
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
 - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した業務を履行することができることを証明する書類等を平成19年10月15日までに提出しなければならない。
なお、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定方法
高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 資格審査に関する事項
2の(2)の入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。ただし、平成19年9月28日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告の入札参加資格が与えられないことがある。

- (8) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Regular maintenance of Police Boat "Takeyori" and floating piers
 - (2) Deadline for tender(by mail): 4:00 P.M. 23, October, 2007
 - (3) Deadline for tender(by hand): 1:30 P.M. 24, October, 2007
 - (4) Contact: Police Administration Department, Equipment and Facilities Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110(ext.2272)

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年9月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県総合防災情報システム更新事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県危機管理部危機管理課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年7月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5-11
- 5 随意契約に係る契約金額
267,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

る。

平成19年9月14日

高知県警察本部長 鈴木 基久

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般業務用ノート型パソコン等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成19年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4-33
- 5 落札金額
月額 1,920,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成19年6月26日